

文京区歩行喫煙等の禁止に関する対応について

区は、「文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例」に基づき、区内全域における歩行喫煙及び吸い殻のポイ捨てを禁止するとともに、重点地域における路上喫煙を禁止することにより喫煙マナーの向上及び地域の環境美化の促進を図ってきた。

こうした中、国の健康増進法の一部改正や東京都受動喫煙防止条例の制定等、社会情勢が大きく変化していることから、より一層の喫煙による迷惑行為の防止を推進する。

1 概要

① 公共の場所での喫煙の禁止

- ・ 区民等は公共の場所で喫煙をしてはならない。ただし、区指定喫煙所においてはこの限りではない。
- ・ 公共の場所とは、区内の道路、公園、児童遊園、遊び場等で、区及び関係行政機関が管理する場所をいう。
- ・ 現行条例の重点地域指定は廃止し、区全域に同様の規制を適用する。

② 公共の場所以外での配慮義務等

- ・ 何人も、公共の場所以外の屋外において喫煙するときは、区民等に喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮しなければならない。
- ・ 事業者等は、事業者等が所有し、又は占有する敷地内の屋外において喫煙する者が区民等に喫煙による迷惑行為を行うことのないよう、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他の環境の整備に努めなければならない。
- ・ 喫煙による迷惑行為とは、喫煙することによりその煙を他人に吸わせる行為等をいう。

2 スケジュール

令和元年	9 月	議会報告（概要について）
	11 月	議会報告（素案について）
	12 月	パブリックコメント実施
令和 2 年	2 月	新条例提案予定